

町有財産(土地(建物付)) 売却のお知らせ

町では次の財産を売却いたします。
購入を希望される方は1月15日(月)まで
にお知らせください。

場所及び期間

▶期間: 1月4日(木)から1月15日(月)まで
午前9時から午後5時まで
(ただし土・日・祝日は除く)

▶場所: 弟子屈町役場 2階 まちづくり政策課

物件概要 土地(建物付)

▶区分/土地(1区画)
所在地: 弟子屈町字弟
子屈23番11
地目: 宅地
地積: 494.28㎡



▶区分/建物
所在地: 弟子屈町字弟
子屈23番地11
種類: 集会所(旧平和集会所)
構造: 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
床面積: 68.04㎡
建築年度: 平成3年

▶売却件数/1件

受付・問い合わせ先/役場まちづくり政策課 係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通) まで

令和6年度採用の職員を募集しています

町では、4月1日採用の下記の職員を募集しています。

職種	資格・学歴など	年齢要件	募集人数
保健師	1. 保健師の資格を有するか又は令和6年3月31日までに資格取得見込みの人 2. 普通自動車運転免許を有するか取得見込みの人	平成元年 4月2日以降に 生まれた人	1人
保育士	1. 保育士の資格を有するか又は令和6年3月31日までに資格取得見込みの人 2. 普通自動車運転免許を有するか取得見込みの人	平成元年 4月2日以降に 生まれた人	3人
土木 技術職	1. 学校教育法に基づく高等学校卒業以上の学歴を有する人 2. 民間企業、自営業、官公署等で、採用日前日までの直近6年間に3年以上の土木技術職として勤務した経験を有する人。 3. 建設業や建設コンサルタント等の民間企業等において、CADによる設計図面の作成や工事費の積算、施工管理に関する実務経験を有する人 4. 普通自動車運転免許を有するか取得見込みの人	平成元年 4月2日以降に 生まれた人	2人
建築士	1. 学校教育法に基づく高等学校卒業以上の学歴を有する人 2. 建築士の資格を有する人 3. 建設業や建設こんさるたんと等の民間企業等において、CADによる設計図面の作成や工事費の積算、施工管理に関する実務経験を有する人 4. 普通自動車運転免許を有するか取得見込みの人	昭和49年 4月2日以降に 生まれた人	2人

▶採用内定者が必要人数に達した時点で受付は終了します。
▶試験は随時実施します。日時及び会場については応募者に通知の上、実施します。
▶試験方法や申込方法等については、詳しく町のホームページでご確認ください。

ホームページ: https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/machizukurijoho/jinji_kyuyo/index.html

お詫びと訂正

広報てしかが12月号「姉妹都市盟約締結40周年」(12~15ページ)の中に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げ、次のとおり訂正させていただきます。なお、13ページ上段の掲載写真「当時の阿寒横断道路」と「種市佐改氏」の出典元は今回刊行された「永山在兼物語」となります。

▶14ページ「40周年記念式典 今後も変わらぬ友好誓う」の中で、本の贈呈の記事がありますが、正しくは

また、釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイでは、永山在兼氏の偉業を再認識するために阿寒横断道路の環境整備や永山峠の標柱設置などに取り組んでおり、その一環として『永山在兼物語〜道路づくりに人生を捧げた「阿寒国立公園の父」〜』を刊行しました。

さらに草野作工株式会社では、2026年に迎える90周年記念事業として、漫画「北海道の道路のパイオニアたち」の第1弾「永山在兼〜大自然を車で旅する時代へ観光と道路を結び付けた先駆者〜」を刊行、北海道の礎を築いた土木技術者の物語を通して、土木の魅力を子供たちに伝え、土木事業に興味を持ってもらうことを願い制作されました。

式典では、永山在兼物語の制作に協力された永山在兼氏のお孫さん田中みどり氏も出席され、二人の代表者から郷土学習副読本として両市町へそれぞれ100部ずつが贈呈されました。

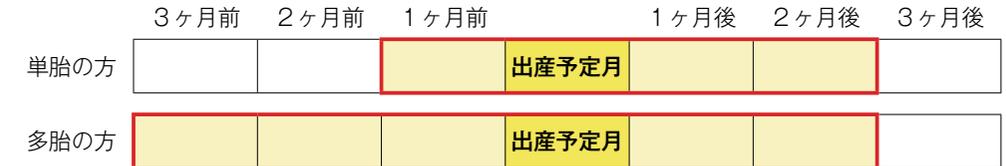
産前産後期間相当分(4ヶ月分)の 国民健康保険税が免除されます

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

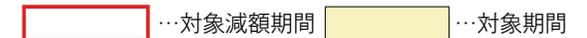


※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。
※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。



- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

①届書

②母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先: 役場健康こども課 保険年金係 (1階6番窓口)

TEL 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)